

個人情報保護に関する基本方針

当法人は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取扱いに当たり、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者の皆様や地域から信頼される保育園づくりに努めてまいります。

記

1. 個人情報の取得、利用及び提供について

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を出来るだけ特定した上で本人に通知、又は公表します。
- (2) 個人情報は、その利用目的の範囲内で適切に利用し、外部に提供する場合は本人の同意を得ることとします。

2. 個人情報の適正な管理について

- (1) 個人情報は、漏洩、滅失又は棄損などがないよう適切に管理します。
また、不要となった個人情報は確実に廃棄又は消去します。
- (2) 役職員や関係者に対しては、個人情報に関する教育・研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。
- (3) 利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

3. 個人情報の開示、修正及び利用停止について

- (1) 当法人は、本人から個人情報について開示、修正及び利用停止の請求があった時は、内容を確認し、速やかに対応いたします。

4. 苦情等への対応について

- (1) 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情・要望・質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取扱いに関し、苦情等がございましたら下記の相談窓口(担当)までお申し出下さい。

<個人情報に関する相談窓口(担当)>

園長: 光山徹志(ミツヤマ テツジ)

主任保育士: 光山恵美子(ミツヤマ エミコ)

※個人情報の取扱いについて、お気づきの点がありましたら、お気軽に申し出て下さい。

意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みの導入

ー利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指してー

個人の尊重と自立支援を柱とした、社会福祉の在り方を見直すための改革が進められ、平成12年6月に「社会福祉法」が成立しました。

報恩保育園でも、このような法改正の趣旨に沿って、利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、「意見・要望・苦情・不満(以下「要望等」とする)を解決するための仕組みに関する規定」を設け、利用者皆様の要望等に的確に応え、よりよい保育園づくりを進めて参りたいと考えております。

お気づきのことがあれば、どんな小さな事でも結構ですので、積極的に保育園に対してご要望下さるようお願いいたします。なお、仕組みは次の通りです。

目 的

- (1) 要望等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
- (2) 利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が保育事業を適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
- (3) 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

解決の体制

(1) 解決のための園内体制について

保育園に関する要望等を解決するため、報恩保育園では園長をその責任者とし、主任保育士を受付担当職員と決めました。

保育園に関する要望等は担当職員へお申し出下さい。

<解決責任者>

園 長: 光山徹志(みつやま てつじ)

<受付担当者>

主任保育士: 光山恵美子(みつやま えみこ)

主任保育士: 澤水みゆき(さわみず みゆき)

(2)解決のための第三者委員として

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。

第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、又は保育園への申し出に際し立ち会いをお願いする等が出来ます。

<第三者委員>

元上弓削地区自治会長

轟 俊治(とどろき としはる)

<第三者委員>

弓削地区民生委員・児童委員

光益 啓子(みつます けいこ)

※連絡先は当園の玄関に掲示しております。

申 出

- (1) 要望等は所定の用紙(別紙様式①)を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出て下さい。
- (2) 解決責任者である園長に直接申し出ることも出来ます。
- (3) 保育園ではお願いしている第三者委員へ直接申し出ることも出来ます。

解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申し出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしませんので、

その旨を用紙にご記入下さい。

手紙、電話等による要望等は全て第三者委員へ報告します。

解決の通知

受け付けた要望等は、解決責任者より所定の用紙により、改善されたものの通知書(別紙様式②)、調査を実施したことの

報告書(別紙様式③)又は調査を行わない旨の通知書(別紙様式④)をもって申し出人へ通知します。

解決の公表

個人情報に関するものや申し出人が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、毎年度終了後に事業報告や当園サイトにおいて公表し、保育園の改善に努めます。
この解決の仕組みは、平成14年4月1日から実施します。

平成 28 年度の要望・苦情について

平成 28 年度の要望・苦情は特にありませんでした。

以上